

インフォメーション

■お問合せ 留萌保健福祉事務所保健福祉部(留萌保健所)
子ども・保健推進課 ☎0164-42-8327(直通)

平成20年度国家公務員採用試験 税務職員募集のお知らせ

札幌国税局では、税務職員を募集しています。税務職員は、人事院が実施する国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験の最終合格者の中から採用されます。

■受験資格

昭和62年4月2日から平成30年4月1日生まれの者

■試験の程度

高等学校卒業程度

■受験申込期間

6月24日～7月1日

■受験申込先

〒060-0042札幌市中央区
大通西12丁目
人事院北海道事務局
☎011(241)1248

1次試験

【教養試験・適正試験・作文試験】

9月7日(日)

1次試験合格発表日

10月9日(木)

2次試験

【人物試験・身体検査】

10月16日(木)～10月23日(木)

までのうち、指定する1日

最終合格発表

11月13日(木)

不明な点は、札幌国税局人事第2課採用担当(011-231-5011内線2315)または稚内税務署総務課(0162-23-1155)までお問合せ下さい。

2009年1月、 上場会社の株券が 電子化されます！

●株式電子化により、上場会社の株券は無効となり、株式の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。

●お手元の株券が本人名義になっていない場合は、電子化により株主としての権利を失うおそれがありますので、株式電子化の実施前までに名義書換が必要です。

■電子化に関するお問い合わせは、
日本証券業協会
証券決済制度改革推進センターへ
☎03-3667-4500
(平日9時～17時)

アルコール問題を考える 家族の集い

留萌保健福祉事務所では、アルコール問題を考える家族の集いを開催しています。

この集いは、アルコール依存症(疑い)のために様々な問題・悩みを抱えるご家族や身近な方が集まり、語り合うことで気持ちが楽になったり、病気に対する正しい知識を学び、本人への対応を相談できる場です。

開催日 月1回
場 所 留萌保健福祉事務所
対 象 アルコール問題を抱える方の家族・身近な方
内 容 学習・話し合い
参加料 無料

6月は「外国人労働者 問題啓発月間」です

平成19年10月1日から施行された改正雇用対策法では、外国人を雇用するすべての事業主に対し、ハローワークへの届出が義務付けられるとともに、外国人労働者の雇用管理の改善等に努めることとされています。

事業主の方々をはじめ国民の皆様には、外国人労働者の適正な就労の促進と不法就労の防止について、ご理解とご協力をお願いします。

ご不明な点については、北海道労働局職業安定部職業対策課(☎011-709-2311 内線3683)又はハローワークにお問い合わせください。

ウニ、アワビ、タコ等の 採捕は密漁になります

留萌支庁管内の沿岸海域では、コンブ、ウニ、アワビのほかタコ、ギンナンソウ等の魚貝藻類が管内の漁業協同組合に第1種共同漁業権として免許されており、漁業権の内容となっている定着性の水産動植物を採捕することは漁業権の侵害にあたり、密漁となりますので注意してください。

○第1種共同漁業権の内容

天塩地区～ほっき、えぞばかがい、たこ
○罰則規定

漁業法第143条「漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、20万円以下の罰金に処する。」